

# 70歳から74歳の被保険者に係る 窓口負担見直しについて

70歳から74歳の方の医療費の窓口負担は、法律上「2割」となっていますが、特例措置でこれまで「1割」負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直される予定です。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

## 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎える方 (誕生日が昭和19年4月1日までの方)

平成26年4月以降も、窓口負担は「1割」のまま変わりません。

平成26年3月2日から4月1日までに70歳の誕生日を迎える方は、これまでの「3割」負担から「1割」負担になります。

※一定の所得がある方は、これまでどおり「3割」負担です。

窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。



## 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方 (誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が「2割」になります。

※一定の所得がある方は、これまでどおり「3割」負担です。

窓口負担には、毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から「2割」負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

### ■具体例

誕生日	平成26年「4月診療分」の 窓口負担割合	平成26年「5月診療分」の 窓口負担割合
① 昭和19年3月31日まで	1割(特例措置)	1割(特例措置)
② 昭和19年4月1日	1割(特例措置)	1割(特例措置)
③ 昭和19年4月2日から5月1日まで	3割	2割

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

### 高齢受給者証の更新

上記①・②に該当する方には、3月下旬に新しい高齢受給者証をお送りします。

上記③以降の誕生日の方には、70歳の誕生月(各月1日が誕生日の方はその前月)に、順次お送りします。負担割合が「3割」の高齢受給者証をお持ちの方は、そのまま有効期限の7月31日までお使いください。

※医療機関等で受診する場合は、高齢受給者証を被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。